

“避難指示”は必ず避難する!!

内閣府消防庁は、令和3年5月20日に災害対策基本法が改正されたことを受け、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考としていた「避難勧告等に関するガイドライン」を名称を含め改定し、「避難情報に関するガイドライン」として公表しました。

ガイドラインの改定で大きく変わったのは、避難情報等の名称（表示名）になります。改定後は、警戒レベルの高い順に「緊急安全確保」「避難指示」「高齢者等避難」というように避難情報等の名称が変更され、発令された警戒レベルに対して、住民のとりべき行動が明確になりました。改定前の警戒レベル4“避難指示”と“避難勧告”のように、同じ警戒レベル内で2つの情報を示すことはなくなり、警戒レベル4“避難指示”は「必ず避難」です。

警戒レベルと避難情報等の名称をしっかりと確認し、災害発生時に正しい行動をとれるように心がけましょう。

〈防災士 荻野勝也〉

Evacuation Information (Revised)

令和3年5月20日から
ひなんしじ
避難指示で必ず避難
ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を察知したときに発令)
4	避難指示※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確認し把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて警戒の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができません。命が危険な状況です。警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間がかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

Evacuation Information (Revised)

Scan to get this information in your own language.

English	繁体中文	繁體中文	한국어	Español
Português	ไทย	မြန်မာ	မြန်မာ	සිංහල
Tagalog	ភាសាខ្មែរ	ភាសាខ្មែរ	മലയാളം	മലയാളം
			മലയാളം	മലയാളം

内閣府(防災担当)・消防庁